

会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成30年度第3回相模原市入札監視委員会		
事務局 (担当課)	契約課 電話042-769-8217(直通)		
開催日時	平成30年12月6日(木) 午前10時~12時		
開催場所	相模原市役所 本館2階 第1特別会議室		
出席者	委員	3人(別紙のとおり)	
	その他	0人	
	事務局	16人(財務部長、契約課長、技術監理課長 他13人)	
公開の可否	可	不可	一部不可
	傍聴者数	0人	
公開不可・一部不可の場合は、その理由	法人に関する情報又は個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため		
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 入札契約手続の運用状況等について (2) 抽出事案の審議について【非公開】 県道510号小倉橋修繕工事 公共下水道管きょ耐震化工事(H30-4工区) 清新公民館大規模改修工事 市立麻溝小学校B棟渡り改修等工事 市立弥栄中学校A1棟校舎改造機械設備工事 3 その他 4 閉会		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 開 会

2 議 題

(1) 入札契約手続きの運用状況等について

事務局から、平成30年7月から9月までの入札契約手続きの運用状況等について説明した。

「市立大沢中学校A棟校舎改造電気設備工事」について、入札状況を確認すると、失格者がいるにもかかわらず、再公告案件となっている。再公告となる案件は、入札結果が不調となったものが多いと考えられるが、今回はどのような経緯で再公告となったか説明願いたい。

1回目の入札については、落札候補者はいたものの、その入札者が同日開札の他案件にて落札者となったため、また、本案件については他に落札候補者がいなかったため、入札を中止せざるを得ない状況であった。

今回のような現象は、同日開札の案件ではよく見られるのか。

本案件は、総合評価方式と一般競争入札による案件の同日開札及び同工種の案件で発生した事例であり、また、総合評価方式における案件の当初の落札候補者が変更となったこと、一般競争入札における案件で落札候補者が1者しかいなかったこと等、いくつかの条件が重なったことにより発生したものである。

随意契約における落札率について、高い落札率が多い中で「飛灰固化設備更新工事」のみ落札率が低くなっている。随意契約は、業者の見積りが設計金額となることが多いと考えられるが、今回の案件については、落札率が91.11%である。この要因について説明願いたい。

本市では、業者から得た見積りを参考にして設計を行うことがあるが、市で発注する工事件数の中で比較した場合、市の積算基準を基に作成することが多い。そして、随意契約で発注する案件もその取り扱いは同様であるため、入札方式が随意契約の案件について落札率が必ず高くなるということはない。

「市立弥栄中学校A1棟校舎改造機械設備工事」について、随意契約の理由の中で市に登録のある管工事組合より業者を推薦してもらい落札決定したとあるが、推薦された業者は入札参加登録がない業者であるのか。

推薦された業者は、入札参加登録のある業者である。この表現はあくまで「市に入札参加登録がある管工事組合から業者を推薦していただいた」という意味である。なお、当該業者は公告当初の入札には参加していなかった。

特命随契の理由の中で手持制限について記載しているが、市として土木・建築工事であれば契約総件数が4件、設備工事であれば契約金額の合計が5千万円を超える場合、又は契約総件数が2件という設定をしているということは、業者は技術者を手持制限となる契約総件数以上に雇用する必要はないと考えられる。市内業者の技術者の雇用状況について把握はしているのか。

市内業者の技術者の雇用状況を全て把握しているわけではないが、市以外にも県や民間でも工事の発注はあるため、手持制限の総契約件数以上に雇用していないとは言い切れない。

現在の雇用情勢を鑑みた場合、各業者の技術者は不足していると推測できる。そういった場合において、手持制限はどのような基準や要素で判断しているのか。

手持制限については、年間の発注予定件数、地域や業種ごとの入札参加者登録数、過去の入札の結果等を考慮し決定している。そのため、年度によって手持工事の制限数は増減している。

「市道磯部大野エレベーター改修工事」について、一般競争にて入札を行っているが、エレベーターの改修工事は随意契約でなくても対応できるものなのか。

エレベーターの改修工事については、一部の部品を変更するのみであれば可能である。また、躯体が残っている場合であっても規格が合えば可能である。

全面改修のリニューアル工事であれば、標準的な基準があるため、概ね可能である。しかし、部分改修の場合は現在設置している他の部品との兼ね合い、保証等があるため、随意契約とせざるを得ないこともある。

今回の工事は共通の規格や材料を使用する全面改修であり、複数の業者が入札に参加し、競争性が十分に確保できていたという認識でよいか。

お見込みのとおりである。なお、一般的にエレベーター改修工事は、工事終了後の保守や委託契約で利益を得る業者が多く、その結果、契約金額は低くなり、落札率も低くなっている。

エレベーターの製造、保守点検を行う会社に勤務していた方が退職後に同業務内容の会社を設立し、対応しているという話を耳にしたことがある。業者数が増加することにより競争性も高くなるという点では良いが、そう

いった業者は設置年数が浅く機械トラブルの可能性が低い案件を多く取り扱う傾向があり、また、契約期間終了後は再度請け負うことが少ないため、結果として設置業者のみが請け負うこととなり、総合的な契約金額は上昇してしまったという事例もある。

もし今回の案件がそのようなものであるならば、保守契約も含んで入札を行う方式もよいのではないか。

本市では工事と委託は別の案件として発注している。

(2) 抽出事案の審議について

県道 5 1 0 号小倉橋修繕工事

公共下水道管きょ耐震化工事 (H 3 0 - 4 工区)

清新公民館大規模改修工事

市立麻溝小学校 B 棟渡り改修等工事

市立弥栄中学校 A 1 棟校舎改造機械設備工事

法人に関する情報又は個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため、内容非公開。

3 その他

4 閉 会

相模原市入札監視委員会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	小川 雄二郎	東京大学生産技術研究所 研究員 工学博士		欠席
2	志田 なや子	弁護士		出席
3	西川 雅史	青山学院大学 経済学部教授		出席
4	舟戸 麻衣	公認会計士・税理士		欠席
5	細田 孝一	神奈川大学 法学部教授	委員長	出席